

指定放課後等デイサービス食費扶助要綱

(総則)

第1条 指定放課後等デイサービス事業所において障害児に提供される食事に要する費用の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第19号）の例による。

(扶助対象)

第3条 扶助の対象は、次の各号のいずれにも該当する指定放課後等デイサービス事業所（以下「対象事業所」という。）において、指定放課後等デイサービスを行う指定放課後等デイサービス事業者とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 放課後等デイサービスに係る本市の支給決定を受けた障害児（以下「対象児童」という。）が通所すること。
- (3) 当該事業所又は同一敷地内に所在する他の事業所の調理室を使用して調理した食事を障害児に提供すること。
- (4) 当該事業所の従事者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (5) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (6) 利用者ごとの体重等を定期的に記録していること。

(扶助の内容)

第4条 扶助は、予算の範囲内において、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号又は第3号に該当する者が扶養する対象児童に対する対象事業所における食事の提供に要する経費について行い、その額は、1食当たり420円とする。

(認定)

第5条 扶助を受けようとする対象事業所の長は、指定放課後等デイサービス食費扶助対象者認定申請書（第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該認定の可否を決定し、その結果を対象事業所の長に通知するものとする。

(扶助費の請求)

第6条 前条第2項の規定により認定の通知を受けた対象事業所の長は、第4条の規定による扶助費の請求については、障害児通所給付費の請求と同一の

請求書で行うものとする。

(届出)

第7条 扶助を受けようとする対象事業所の長は、指定放課後等デイサービス食事提供加算届出書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第 1 号 (第 5 条第 1 項関係)

指定放課後等デイサービス食費扶助対象者認定申請書

[illegible]

第 2 号様式（第 7 条関係）

指定放課後等デイサービス食事提供加算届出書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長 所在地 申請者 名称 代表者		
事業所の名称		
異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了	
調理室での調理	① 行っている ② 行っていない	
助言・指導を行う 栄養士または 管理栄養士	所属	氏名

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「調理室での調理」の欄については、該当する番号に○を付してください。
- 3 助言、指導を行う栄養士または管理栄養士は、資格を証明する書類を添付してください。